

(新)産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(産廃特措法分)
30百万円 (0百万円)
4,314百万円【24年度補正】

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

平成9年の廃棄物処理法改正の施行日以前(平成10年6月16日)に行われた不法投棄等事案について、支障の除去等を行う必要のある都道府県等に対して財政的支援を行うために10年間の時限法として、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法」という)」が施行され、基金制度が創設された。本補助金は、平成20年度までは、基金造成に必要な経費を補助してきた。平成21年度以降は、支障の除去等事業を行う都道府県に対し、必要な経費を直接補助している。なお、産廃特措法は平成24年8月10日に、その有効期限を10年間延長する旨の改正法が成立している。

2. 事業計画(業務内容)

平成24年8月10日に成立した「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律」では、平成10年6月16日以前の不法投棄の支障の除去を平成35年3月31日まで支援することとしており、最大10年間で過去の大規模不法投棄事案による支障を一掃する。

3. 施策の効果

本事業により不法投棄された廃棄物による生活への多大な影響を除去し地域住民への安心・安全に寄与する。また、過去からの負の遺産である不法投棄を一掃することで、廃棄物処理全体への国民の不信感を除去し、適正な廃棄物処理の理解を推進することにより、循環型社会の構築に寄与するとともに、海外での廃棄物の環境上の適正な管理の推進に資することが出来る。

また、不法投棄された廃棄物の処理にあたっては廃棄物の掘削、調査、処理等について多くの労働力を要することになり雇用の創出につながると考えられる。

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(産廃特措法分)

不法投棄等への対策

既に発生した不法投棄への対策

- 不法投棄等については、行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去事業を実施。都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

未然防止策(パトロール等)別途予算措置

特に大規模不法投棄等事案について、地域住民の安全・安心のために早急な対策が必要。

産廃特措法に基づく支援(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象※)

○産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで 期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。

※平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については別途の財政支援措置

○各都道府県等が実施する廃棄物の処理事業等へ財政支援。

○有害産業廃棄物 1/2補助 その他の産業廃棄物 1/3補助。
補助対象者＝都道府県、廃棄物処理法上の政令市